

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年10月28日

寒川町監査委員 北村美仁
同 太田眞奈美

1 監査の種類

財政援助団体等の監査（補助団体）

2 監査の実施期間

令和4年9月9日から令和4年9月30日まで

3 監査の対象部課等

寒川町観光協会

所管課：環境経済部 産業振興課

4 監査の対象

寒川町から交付した補助金（令和3年度分）に係る補助団体の出納その他事務の執行及び産業振興課の上記団体への補助金に係る出納その他の事務

5 監査の着眼点（評価項目）及び実施内容

(1) 財政援助団体

- ア 補助事業は適正かつ効率的に執行され、補助目的に沿った効果をあげているか。
- イ 補助金に係る収支の会計処理及び財産管理が適正に行われているか。
- ウ 関係帳簿の整理、記帳が適正に行われているか。証拠書類の保存は適切か。
- エ 実績報告書と決算に係る計算書類の金額は一致しているか。

(2) 所管課

- ア 補助金の交付目的、対象事業の内容は明確であるか。
- イ 補助金の額の算定、交付方法、時期、戻入の手続きが適正であるか。
- ウ 補助金の効果、条件の履行が実績報告書によりなされているか。
- エ 補助団体の指導監督が適切に行われているか。
- オ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

6 監査の結果

寒川町観光協会への財政援助に係る出納、その他事務の執行状況及び同団体に対する

所管課の指導状況等を監査した結果、「寒川町観光振興対策事業に関する補助金交付要綱」に基づき交付された補助金の執行の一部について、改善を要する事項が見受けられた。

所管課にあつては、寒川町観光協会に対する適切な指導を行うとともに、協議、調整を図ること。寒川町観光協会は、今後、協議、調整に基づき適切な措置を講じられたい。

なお、留意事項については文書指導とし、軽微な留意事項については口頭で指導した。

7 監査の結果に関する意見

観光協会への講評

(1) 会計処理について

補助事業ごとの収支報告などが作成されておらず、総勘定元帳の数字をもとに充当表を作成しているとのことだが、事業ごとの細かい収支の把握のための見える化は必要であり、誤り予防止する観点からも改善が必要と考える。

会計処理については、引き続き諸規定を遵守し、補助金交付の趣旨を損なうことのないような予算執行に努めていただきたい。

(2) 他団体への補助金交付について

小出川彼岸花まつり事業費について、おおぞう彼岸花の会へ10万円を交付しているが、実績報告書によると、基金に20万円を積立てし、繰越金が約54万円となっていた。

おおぞう彼岸花の会の決算書によれば、令和3年度は予算の段階で約55万円の繰越金があった。おおぞう彼岸花の会は営利を目的としていない団体であることから、特定の目的を持たない剰余金があれば、優先して事業費に充てるべきであると考えられる。

また、補助金は自主財源のみでは交付団体の活動が困難になる場合に交付されるものであることから、補助の必要性などを検討されたい。

お祝金5千円と補助金10万円が小出川彼岸花まつりの事業費になっているが、お祝金が補助対象事業に含まれているのは不適切である。

(3) 組織体制の充実について

総勘定元帳の支出額と出勤簿や時間外勤務命令簿からうかがえる勤務実態との整合性が取れていない状況が見受けられた。これは、前回の監査でも指摘した事項であるが、勤務実態に合わせた諸手当の支給を行うこと。

また、前回の監査では、事務分担や時間外、休日勤務の偏りを課題としてあげている。正規職員2名、臨時職員2名の体制で事業を行っているが、業務とのバランスを考慮したうえで、職員体制をどうすべきか所管課とも検討されたい。端的に言って業務量と職員数が合っていないと思われる。

一生懸命業務に取り組む姿勢は評価するが、法令や諸規定を遵守した中で人件費の執行も行わなくてはならないので、今後の事業展開について、所管課とは十分に協議、調整を行われたい。

(4) 法人としての自立について

法人化から約10年になることから、より一層の自立性が求められるところであるが、コロナ禍で、事業が縮小や中止になっていることから収益事業における正月の駐車場運営や物品販売などによる歳入の確保に苦慮していることがうかがい知れるところである。

観光協会はその性格から、よほど収益が期待できる大きな観光地でないと、自立することには困難性があり、補助金に頼らざるを得ない状況であることは理解できるが、

多くの参拝客が訪れる寒川神社との連携や、新たな観光資源の発掘などにより、今後も自主財源の確保に努められたい。

(5) 今後について

観光協会におかれては、コロナ禍で大型イベントが中止となる中で、冬のひまわり事業や観光ウォーク事業などのイベントに取り組んだほか、大河ドラマのPR活動や様々な情報発信事業にも取り込まれ、町の観光事業の活性化に寄与している。

観光事業は、単に観光振興による誘客だけでなく、町のシティーセールスや移住・定住といった町の政策にも大きな役割を担っている。

今後も町との連携を図りながら観光振興事業に取り組んでいかれるよう期待する。

産業振興課への講評

(1) 会計経理について

補助事業ごとの収支報告などが作成されていないため、産業振興課も収支の精査ができていないのではないかと。交付申請や実績報告書の内容を慎重に審査し、補助金の必要性や有効性を検証する必要があると、検証のために不足する書類を求めたり、決算資料への記載の仕方などを観光協会と検討、調整を図られたい。

(2) 予算措置について

町の厳しい財政状況を踏まえ、補助事業の内容の精査や活動状況を把握し、補助金の必要性や効果を見極めて予算措置をする必要がある。

予算措置にあたっては、予算査定段階において、事業ごとの補助率等について精査をお願いしたい。

(3) 組織体制の充実について

勤務実態に合わせた諸手当の支給を行うことを指導されたい。また、職員数と業務量のバランスがとれていないことから、職員体制の改善に向けて観光協会とは十分に協議、調整を行われたい。

(4) 法人としての自立について

観光協会は、その性格から自立することには困難性があり、補助金に頼らざるを得ない状況にあるが、多くの参拝客が訪れる寒川神社との連携や、新たな観光資源の発掘などにより、今後も自主財源の確保が図られるように調整、支援をされたい。

駐車場運営の通年受託などを検討されたい。

(5) 今後について

寒川町観光協会が様々な事業に取り組んでいることは評価するが、今後の町の展望も踏まえ、町が今後の観光振興をどのようにしていくのかといったグランドデザインを示していくことも重要であると考え。町と観光協会が一層の連携を図りながら、観光振興事業に取り組んでいかれることを期待する。